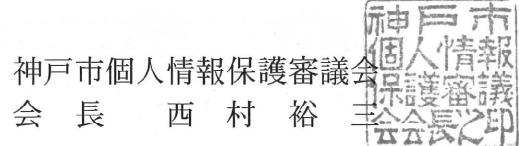


答申第970号
令和3年11月5日

神戸市長 久元喜造様



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年11月5日付け神福介第3340号により質問がありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の利用及び提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

- 1 既に実施している障害者見守り支援事業において、福祉局介護保険課が保有する介護システム内の介護保険サービス利用状況の情報を利用することは、迅速に支援対象者にアプローチすることが可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

障害者見守り支援事業における個人情報の利用及び提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

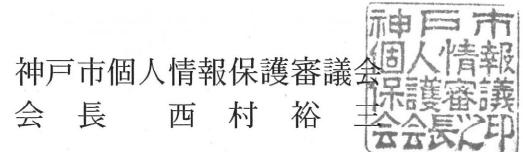
別紙
答申970

【障害者見守り支援事業のために提供または利用する情報項目】

- 介護システムから抽出する情報
 - ・介護保険サービスの利用の有無

答申第971号
令和3年11月5日

神戸市長 久元喜造様



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、令和3年10月29日付け神福障支第3991号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の電子計算機処理の
情報項目の追加等について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

- 1 既に実施している障害者見守り支援事業において、台帳データの取扱方法を変更することは、当該事業に係る個人情報のより適正な管理に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害するとのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

障害者見守り支援事業における個人情報の電子計算機処理の
情報項目の追加等について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

別紙
答申 971

◎…条例 11 条第 2 項に該当する情報
下線は今回追加する項目

【障害者見守り支援事業のために電子計算機処理する情報項目】

■福祉情報端末から抽出する情報

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ◎障害等級
- ◎障害福祉サービス支給決定情報
- ◎障害福祉サービス利用情報
- ◎重度心身障害者介護手当受給情報
- ・ 住基個人番号

■関係機関や本人からの郵送調査にて収集する情報

- ◎入所している施設または入院している病院
- ◎受給中の福祉サービス
 - ・ 電話番号
 - ・ FAX番号
 - ・ 同居者の有無（本人との関係）
 - ・ 緊急連絡先（本人との関係）
 - ・ 災害時個別支援計画の有無
 - ・ 更新事由 新規または異動（転居・死亡・世帯変更）

■介護システムから抽出する情報

- ・ 介護保険サービスの利用の有無

※ 下線部分以外の項目は、令和元年 8 月 28 日付答申第 768 号により承認済み